

(様式2)
 処分基準(不利益処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	2 - 1
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律		根拠条項	19 - 3
許認可等	被爆者一般疾病医療機関の指定の取消し			
<p>1 法令の定め(処分要件)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) (被爆者一般疾病医療機関)</p> <p>第十九条(中略)</p> <p>3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>2 処分基準</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。</p> <p>なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。</p> <p><u>被爆者一般疾病医療機関の指定の取消しについて(法第19条第3項)</u></p> <p>1 被爆者一般疾病医療機関の指定の取消しの事由は、被爆者一般疾病医療機関が故意に二重請求を行った場合その他法第18条第3項の規定による支払を受けるについて著しく不適當であると認められる理由があるときとすること。</p>				